

山郷集団の形成と解体

—大和国十市郡粟原山^{おうばら}の場合—

野 崎 清 孝*

On the Formation and Disorganization of so called the Sango Group

— In the case of Ōbarayama, Nara basin —

Kiyotaka Nozaki

(1978年9月30日受理)

は し が き

林野・水利・神社・墓地などを紐帯とするそれぞれの集団は村落単位に結ばれた地域的枠組によって統一がもたらされている。時にはこれらのそれぞれの集団はかなりの程度に地域的に相互に累積し、歴史的地域として把握できる場合もある。これらの集団の形成ならびに解体をめぐっては当然それぞれ歴史的、地理的背景があるわけであるが、史料の欠如などによって今日ではもはやこの点を明らかにできない場合も多い。筆者は先年、粟原区有文書を収録したのを機会に入会山である大和国十市郡粟原山に例をとり、山郷集団の形成の背景、他の集団との関係、さらに解体の過程などを明らかにしたいと考える。

1. 地 域 概 観

本稿は奈良盆地の東南部、かつての十市郡と式上郡が境を接する今日の行政区画でいえば中心市街地を含む桜井市域の西北部を対象地域とする。この地域には東および南から流下する初瀬川・粟原川・寺川の三河川がいずれもやがて北西流している。初瀬川は主として大和高原南斜面の27.3km²を主な流域とし、榛原盆地をへだてる西峠(347.5m)から流下する吉隠川^{よなぼり}を合せて初瀬断層谷を西流し、慈恩寺付近で方向を転じて北西流する大和川の本流である。寺川は竜門山地北斜面の15.9km²を流域とし、経ヶ塚山(889.0m)、音羽山(851.7m)と多武峯の破裂山(619.0m)の間の断層谷を北流し、桜井市街地に入ってからにわかに屈曲する。初瀬川と寺川の間を西流するのが粟原川で流域面積11.8km²、総流路延長7.5km、戒重集落東北方で寺川に合流し、三河川の中ではもっとも短小で流域面積が狭い。粟原川は竜門山地北斜面を限る榛原から五条にいたる断層線に沿い、もっとも初瀬川に接近する慈恩寺付近では過去のある時代にはこれに合流していたことが推察される。

この地域は古代には磐余・磯城島・訳田などと呼ばれた政治・文化の中心であった。これを物語る磯城金刺宮伝承地・海石榴市・茶臼山古墳など付近に多い。中世になると、ほぼ粟原川をはさんで黒崎庄・脇本庄・慈恩寺庄・外山庄・粟殿庄・川合庄・岩根庄・大仏

* 地理学研究室

供庄など、北の興福寺の勢力と栗原下尾庄・赤尾庄・忍坂庄・桜井庄など、南の多武峯の勢力が対峙した。南北朝の争乱以前は興福寺が優位に立っていたが、応仁・文明（1467～87）以降、大乘院と一乗院の対立によって興福寺が衰退しはじめ、そのため脇本庄・慈恩寺庄・外山庄が多武峯勢力によって蚕食されたりした¹⁾。このように栗原川筋を支点として南北両勢力の消長がくりかえされたが、この背景には越智・筒井・十市・戒重・大仏供など豪族間の抗争が深くかかわりをもっていた。このような両勢力圏は明治行政村の枠組にも及び、粟殿・川合・戒重・外山・赤尾・忍坂を合併した城島村はかつての主として興福寺領を、桜井・谷・河西・浅古・上之宮・下を合併した桜井町はかつての多武峯領をそれぞれ包含している。歴史的地域の継承とみるべきであろう。

第1表 栗原山の山郷（面積，町）

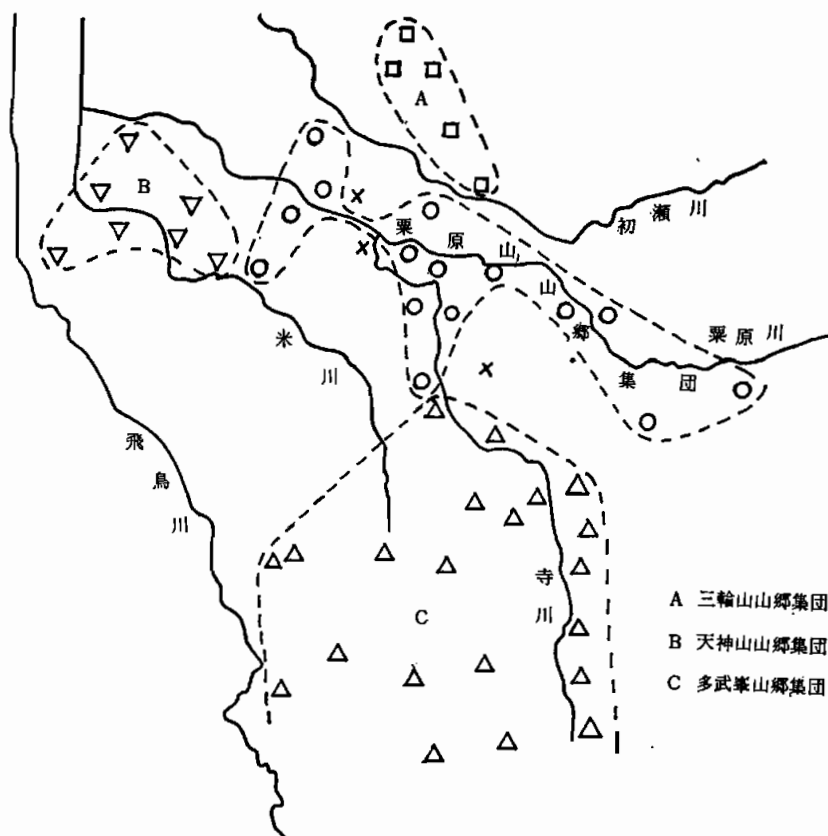
	稜 山	山 林	水 田	合 計	戸 数	人 口
栗 原	144.4408	102.0806	40.3511	302.6725	72	392
下 尾	—	38.7216	10.4509	55.3710	29	208
赤 尾	—	記載なし	5.0401	28.2316	12	58
忍 坂	—	36.6503	26.6200	75.0923	101	463
外 山	0.4521	12.5124	35.0324	56.5010	118	590
粟 殿	—	—	53.6527	57.9126	84	422
桜 井	—	14.8603	38.5802	67.5009	615	2,210
川 合	—	—	13.2704	15.0513	25	142
東 新 堂	—	—	47.2111	51.6611	65	335
新 屋 敷	—	—	28.1606	29.6612	48	275
大 福	—	—	100.6818	112.6917	173	840
河 西	—	3.7310	15.5029	22.9714	68	325
谷	—	7.9503	25.3523	41.9812	61	283
上 之 宮	—	0.1807	9.6628	12.1126	39	210
西 之 宮	—	—	21.0004	23.1105	32	144

（大和国町村誌集〈明治15年—1882〉）

2. 山郷集団の形成

栗原川の上流、栗原領のうちの野山栗原山（144町余）は、史料（IV）、（V）によって明らかかなように近世、栗原をはじめ下尾・忍坂・赤尾・外山・粟殿・桜井・河西・谷・上之宮・川合・（東）新堂・新屋敷・大福・西之宮など15か村の入会山であった²⁾。これらのうち領域内に林野を全くもたない村落が多い。いうまでもなく平地農村では刈敷肥料・糶さらに燃料・屋根材などの供給源としての野山は必要不可欠の存在であった。奈良盆地では大和高原・金剛山地などの斜面に数か村持の入会山あるいは一村持の村山を集落や耕地からかなり離れたところに時には飛地として所有することもあってこれを村落共同の採取地として利用してきた。この地方には栗原山のほか、三輪山・天神山（耳成山）・多武峯の入会山があり、それぞれ近隣の村落が山郷集団を形成していた。

北の三輪山（23町）では大神神社の本郷としての箸中・茅原・金屋・三輪（上市・下市・馬場）・芝5か村が柴草採取をかなり制約された中でとくに認められていた。西の天神山（15町）は、耳成山と称せられる盆地内の独立山のことで周囲の木原・常盤・石原田・

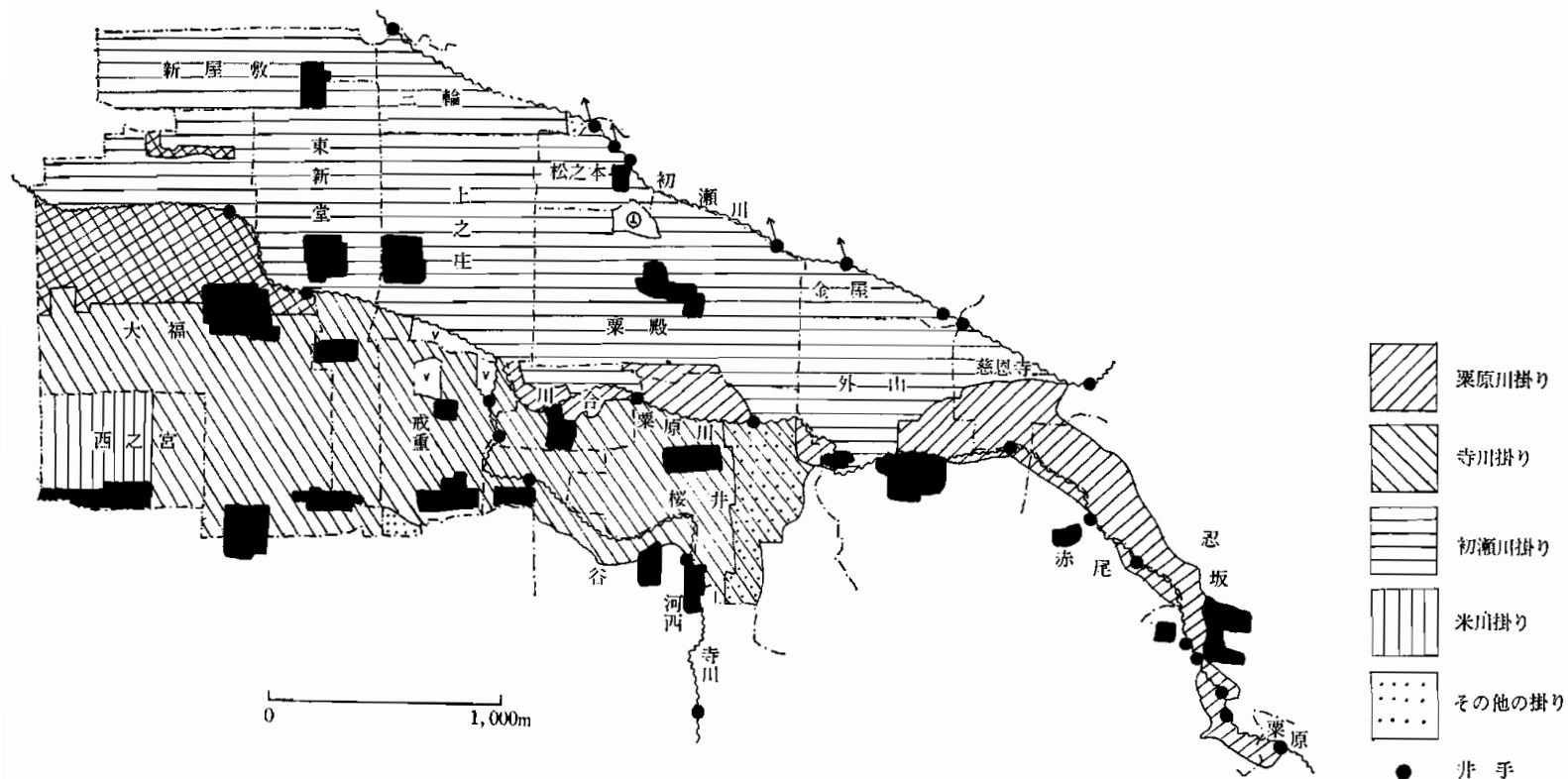


第1図 山郷集団

新賀・葛本・北八木・山之坊7か村が山郷集団を形成し、これらの村落はまた耳成山口神社（天神社）の宮郷でもあった。宝永5年（1708）には山之坊と他の6か村の間に山論があつて裁許されたことが記録によってわかる³⁾。入会山は村別割の境界、鎌数と呼ばれる歩合、採取期間、採取に際して使用できる道具、採取量などの入会掟が村落間の秩序を維持するためには重要であり、これに破綻を生じて山論が起ることもしばしばあつた。南の多武峯（東西50町、南北60町）は鹿路・針道・冬野・上高家・下高家・北山・横柿・下・北音羽・倉橋・百市・小原・東山・下居・今井谷・南音羽16か村のほか、尾曾・細川・坂田・八井内・西口・飯盛塚などの入会山であつた。この場合、他の入会山と異なるのは多武峯の境内山であるため山年貢が幕府ではなく多武峯に納められていたことである⁴⁾。

奈良盆地周縁の入会山の起源については画一的に論ずることはできないが、近世における山郷集団の枠組が固定するには中世後期の郷村制の展開が背景となっていると考えられる。宮郷との関係から形成されたと考えられるものに三輪山（桜井市）・巻向山（桜井市）・天神山（橿原市）などの例があり、中世豪族の勢力圏との関係から形成されたと考えられるものに鉢石山（奈良市）・万歳山（香芝町）・超昇寺山（奈良市）などの例がある。多武峯もまた平安時代末期に決められた四至に規定されるそれなりに多武峯の勢力圏と深くかかわりをもっている。

これらの入会山と比較して粟原山の場合は、宮郷との結びつきは全くなく、また中世豪

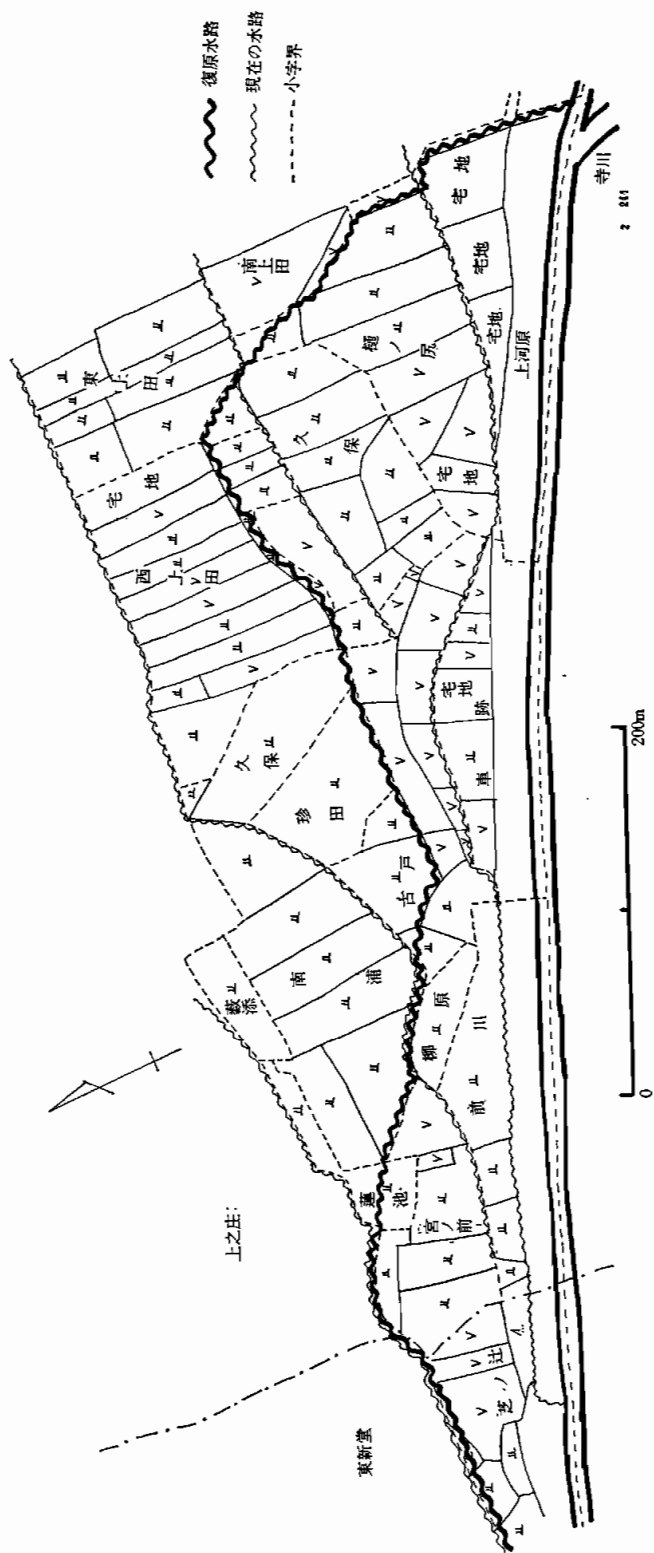


第2図 河川（粟原川，寺川，初瀬川）別の用水灌溉範囲

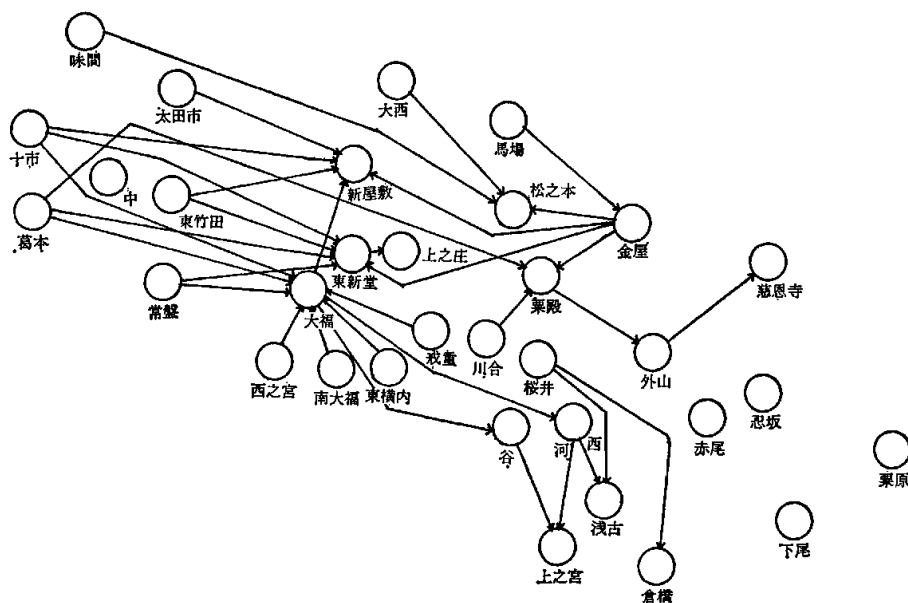
族の勢力圏との関係をもとめることもできない。さらに粟原山をめぐる山郷集団の中に中世の興福寺と多武峯の庄園をともに含むことから考えてもこの集団の形成が近隣の三輪山・天神山や多武峯のそれに比して形成が比較的新らしく歴史的地域を継承した集団とは考えられない。このことからとり残された村落を結んで形成された後進的な入会山として近世初頭にその起源をもとめることができるように思える。粟原山に入会権をもった村落を結びつけた背景は何であったであろうか。まず第一に考えられる点は粟原川筋の灌漑用水の共用である。粟原川筋には上流から尾上・小・車・上付・赤尾・正木・西脇・阿部尾・下田・カラカワ・葉野の諸井手がある。この中で受益面積4ha、取水量62,000m³/年の正木井手、受益面積3ha、取水量47,000m³/年の尾上井手、受益面積1ha、取水量16,000m³/年の阿部尾井手と小井手のほかは現在では記すほどのものではない。これらの井手掛り水田を領域内に含む村落は上流の粟原・下尾はもちろんのこと、ほかに赤尾・忍坂・慈恩寺・外山・粟殿・桜井・川合がある。さらに粟原川が寺川に合流する地点のやや東には近世、井手があったらしく付近に樋尻の小字名を残すほか分水路もほぼ復原できる。小南井手がこれにあたるのではないかと考えられるが、今日もはや伝承は残っていない⁵⁾。この井手によって現在は初瀬川の今井手掛りとなっている(東)新堂の南部の水田が灌漑されていたことになる。慈恩寺については領域内に48町余の林野を含んでいたから粟原山に入会権をもつ必要はなかったと考えたい。

次に考えられる点は林落の本枝系列の結びつきである。河西・谷は近世初頭には桜井とともに桜井郷を形成して一村をなしていたが、村切によってそれぞれ独立村となった。上之宮については『大乘院寺社雑事記』の文明7年(1475)4月24日の条に「去廿日多武峯大鳥居立之、桜井郷之内当国一之大鳥居也、云々」とあり、大鳥居の位置からみてこの村落もまた桜井とは本枝関係にあったとみてよいであろう。(東)新堂からの分村である新屋敷は『十市郡新屋敷村文禄検地帳』を残していることからすでに近世初頭には本村である(東)新堂からの独立を果たしていた⁶⁾。このようにみえてくると、大福と西之宮が残されてくる。大福は中世、大仏供氏の本拠地とみられ、現在、集落の東にシロ・ハスイケの小字名を残し居館が復原できる。集落は南北に通ずる街道に沿い、近世には1,600石の中心性を有する大村であった。水利の面では寺川(粟原川)・初瀬川両水系にまたがり、寺川筋には石脇(桜井領)の大福井手から1.5kmにわたって導水するなど、奈良盆地で「一に粟殿、二に田村」とうたわれた粟殿とともにこの地域では卓越した水利権を掌握していた。領内の古寺井手(受益面積150ha、取水量24,340,000m³/年)と仏生井手(受益面積97ha、取水量4,558,000m³/年)からの分水は葛本・十市などに導かれ、葛本・十市・常盤・西之宮・戒重・南大福・東横内などからは水礼がおくられていた。このような勢力を背景として近世初頭には大福は粟原山の山郷集団においても主導的役割を果たしていたことをうかがわせる。西之宮については『寛政十一年(1799)未二月、無足人由緒御改帳、桜井組』に西之宮の庄屋、村嶋六次郎が「往古ハ大福撰津守殿家老家之別レニ而」「文禄年中(1592~96)三郎太郎代々不相替庄屋役相勤」めたことが記され、近世初頭、大福との間に特別の関係があったことを物語っている。

このように粟原山をめぐる山郷集団の枠組を規定したのは水系によって結ばれた用水の共用と村落の本枝系列の結びつき、さらに集団内での大福の主導的役割であったと考えられる。今日、史料(V)のうえで明らかにできる限りでは少くとも明暦年間(1655~58)以前に粟原山をめぐる山郷集団が形成されていたことがわかる。しかし入会山の原初形態である全山の総手的共有が当初にはとられていたかいは明らかでない。



第3図 小南井手水分水路の復原



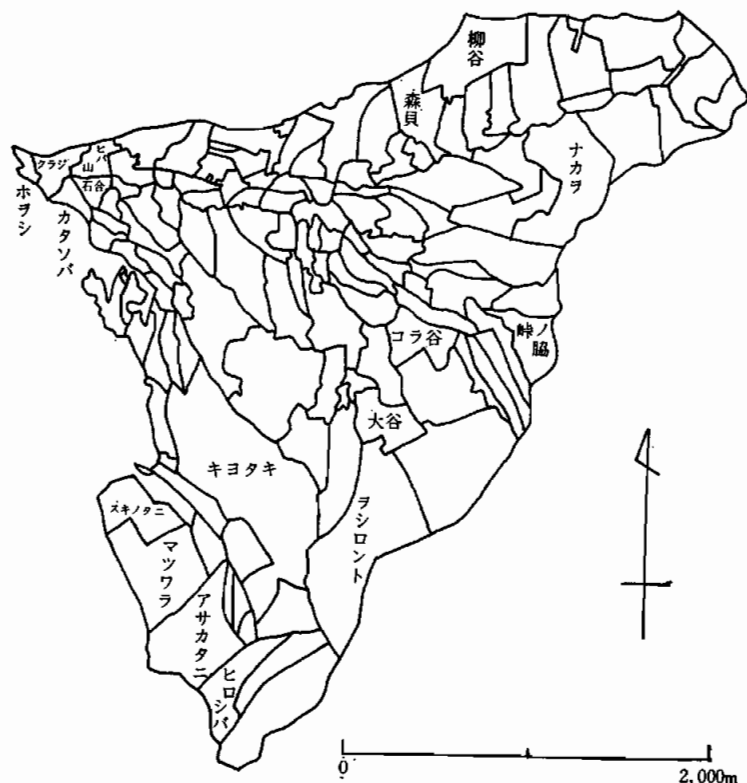
第4図 村落間の水札授受関係（消滅したのも含む）

3. 山郷集団の解体

入会山が解体に向う方向は一つには山割であり、二つには村々の入会権の放棄である。山割は村別割（大分ケ）と同時に戸別割（小分ケ）をともなう場合が多い。村別割はその場合、戸別割を前提とするものであった。栗原山の場合、村別割はしたもののその中において総手的共有を近代まで存続させた点では万歳山（香芝町）や高橋山（奈良市から天理市にかけての地域）の場合に類似している。しかしながらこの問題はここでは触れない。入会権の放棄のみに焦点をあてることにする。

史料（Ⅱ）と栗原区有の絵図（年代不詳）によると、桜井はみより（女寄）の北蔵、（東）新堂・新屋敷はみよりに（女寄谷）の長尾、川合は半坂の峠ケ脇、大福は六本原、粟殿は清滝、忍坂は広芝、赤尾は浅ケ谷、外山は花ケ谷、下尾は堂ノ上、栗原は大谷、こら谷にそれぞれ野山蒞場を支配していた。現在の小字名によってその場所をもとめると、長尾・峠ケ脇・清滝・広芝・浅ケ谷・大谷・こら谷はいずれも同名の小字があってその一帯であることが明らかとなる。北蔵は小字柳谷・森貝を中心に現在もその名称が残り、六本原は小字ホヲシ・クラジ・ヒバ山・カタソバ・石合を指しての名称であることや河谷の集落が六本（栗原領内の一垣内）と呼ばれていることによってわかる。花ケ谷・堂ノ上については、花ケ谷は小字ヲシロントの一帯、堂ノ上は絵図にある下尾集落との位置関係から小字スキノタニ・マツワラの一帯である。史料（Ⅴ）に記せられている明暦年間以後に入会権を放棄した上之宮・河西・谷・西之宮のかつての村別割野山がどこであったかは明らかでない。それぞれの村がそれぞれの場所をいかにして決めたかまたその面積も明らかでないが、大福がもっとも栗原山の入口近い比較的便利な場所を占めている点に注目したい。

ところが元禄16年（1703）、桜井が入会権を放棄したのについて、宝永4年（1707）に



第5図 粟原領域内の小字

は(東)新堂・新屋敷が、宝永6年(1709)には川合・大福が、享保13年(1728)には粟殿がそれぞれ入会権を放棄した。忍坂・赤尾も安永2年(1773)にいったんは入会権を放棄したが、寛政元年(1789)、願によって復帰した(史料Ⅱ)。上之宮・河西・谷・西之宮の入会権放棄が史料(V)によって明暦(1655~58)から元禄16年(1703)までの間であることはわかるが、年代は明らかでない。当時、入会権を放棄することを「上り山」と呼んだ。畿内の農業は元禄(1688~1704)頃から著しく商業的色彩を強め、このような発展を農業技術の一つに反映した変化が金肥使用(油粕、干鰯)の増進であり、施肥法の変化である⁷⁾。そのため従来、入会山にもとめられていた刈敷肥料の必要が次第に減ずる結果を招いた。それでも自村の領域内に野山がある場合はともかく4.5~6.0kmと遠く離れた入会山が疎んぜられるようになるのは当然であった。経済的効率をめぐる山年貢の負担と入会山までの距離の間に保たれていたバランスが次第に変化してきた時代背景がうかがえる。史料(I a), (I b)は(東)新堂が入会権を放棄した際の文書であるが、享保10年(1725)に願によって粟原が(東)新堂の村別割野山を請取ったとする内容と史料(Ⅱ)にある宝永4年(1704)の「上り山」との間には年代的な開きが認められる。

このような入会権の放棄による山郷集団からの離脱は残存の村々への山年貢の負担を重くし、しわよせを与えることになった。残存の下尾・赤尾・忍坂・外山の諸村はいずれも山間の小村で経済的に恵まれていなかったからことのほか困窮した。史料(Ⅱ)にみられるように寛政元年(1789)に復帰した赤尾は史料(Ⅲ)によれば寛政12年(1800)に山年

貢などの負担に耐えきれず、再び入会権の放棄を願っている。赤尾をはじめこれらの村々はいずれも自村領内に野山をもっていたから山年貢を負担してまで栗原山に入会権を持ち続ける必要がなかったわけである。栗原山の山年貢は14石5斗であって山本である栗原の山庄屋によって徴収され上納されていた。史料(V)によれば栗原山が15か村入会であった明暦(1655~58)の頃までは栗原・下尾・赤尾・忍坂・外山5か村で3石6斗3升3合、上之宮・桜井・河西・谷・栗殿・川合・(東)新堂・新屋敷・大福・西之宮10か村で10石8斗6升7合をそれぞれ分担していた⁸⁾。栗殿を除く諸村が入会権を放棄してからは9石8升7合を6か村が引きうけることになり、割合を決めて分担した。ところが寛政3年(1791)、栗殿も入会権を放棄したため栗殿分1石7斗8升とさきの9石8升7合のうちの2石9斗8升9合を合わせた合計4石7斗6升9合は下尾の引きうけるところとなり、下尾の困窮は一段ときびしいものになった有様がうかがえる(赤尾8斗7升7合、忍坂2石5斗9升4合、外山3石4斗6升7合、栗原2石4斗6升2合)。なお史料(II)によると栗殿の入会権の放棄は享保13年(1728)とあり、寛政3年(1791)との間には年代的な開きがある。赤尾の例からみていったん復帰した後、再放棄したものと考えられる。

このように山郷集団は解体の危機に見舞われながらも5か村は結束を固め山郷としての定書を取替わしている。史料(IV)にみるように山の口明期間、山盗人の取締り、留木の伐取禁止などを規定している。近世末期になると植林が始まって野山などを蚕食する山林が増加した。当時これを「生出し」と称して山論が村落間に起った。この問題は近代にも引き継がれ、さらに栗原山の所属をめぐる争論に発展したが明治16年(1885)の裁決によって確定をみるに至った⁹⁾。明治30年(1897)には森林法が施行されて戸別割が実施され、栗原山入会林は完全に解体をみた。この問題に関する詳細は別稿に譲るが、今日外山領の宇陀ヶ辻に建てられている石碑はこれを記念したものである(史料(VI))。

む す び

1. 栗原山をめぐる山郷集団の形成は近隣の他の集団に比して比較的新らしいように思われ、栗原山は明暦時代までは15か村の入会であった。
2. 集団の枠組を規定したのは栗原川系によって結ばれた用水の共用と村落の本枝系列の結びつき、さらに集団内での大福の主導的役割であったと考えられる。
3. 経済的効率をめぐる山年貢と入会山までの距離の間に保たれていたバランスが次第に変化し、明暦から享保にかけて、入会権を放棄(上り山)する村が続くことになる。
4. 最後まで残存した下尾・赤尾・忍坂・外山の諸村は山年貢の負担を重くし、経済的圧迫を蒙ることになった。
5. 明治30年の森林法の施行によって、戸別割が実施され、栗原山入会林は解体した。奈良盆地では寛文(1661~73)~天和(1681~84)にかけて山割が始まるが、栗原山の場合は近代にまで続いた万歳山や高橋山などと同じ事例である。
6. 明治16年の裁決書が種々の理由をあげて「五ヶ村共有ノ証ナリト認ルヲ得ス」として赤尾・忍坂・外山3か村の訴えをしりぞけ、栗原山の帰属を栗原としたことは、栗原山が近世を通じて貸山であったことを立証したものであった。

史 料

I a 一 札

一栗原山之儀。皆段々御上ヶ被下様ニ願申候得共、上ヶ申事先指扣申様ト何被仰聞候故、当年迄ハ

持来候得共、惣百姓不勝手ニ御座候間、何分ニ茂山持申儀成不申候間、粟原村山庄屋江御断被成、御上ケ可被下候、自ト山如何様ニ罷成候共、後日ニ何茂之了簡違ト申間敷候、為其連判如件

享保九年辰ノ極月三日

(1724) 新堂村 新右衛門
五十三人
同村年寄 宇市郎殿
同 断 小四郎殿
同 断 弥兵衛殿
同村庄屋 久三郎殿

(東新堂区有文書)

I b 一 札

一粟原村立合野山御年貢米貳石九斗八升八合九タツ、御斗リ、是迄其村ノ御立合被成候得共、去辰ノ暮ノ山御上ケ被成請取申候、為其一札如件

享保拾年巳ノ二月

(1725) 粟原村山庄ヤ
彦三郎
同村年寄 庄九郎
同 々 徳兵衛
同 々 源四郎

新堂村庄屋
久三郎殿
同村年寄中

(東新堂区有文書)

II 「寛政三亥年十月

粟原村領農山刈請分ケ改帳 粟原村 山庄屋]
一みより
北蔵 桜井村
右元禄拾六年上り山ニ相成申候
一みよりたに
長尾 新堂村 立会
新屋敷村
右宝永四年上り山ニ相成申候
一半坂
峠ケ脇 川合村
右宝永六年上り山ニ相成申候
一六本原 大福村
右宝永六年上り山ニ相成申候
一清滝 粟殿村
右享保拾三年上り山ニ相成申候
右六ヶ村元禄年中ノ追々取上ケ上り山ニ相成申候
一広芝 忍坂村
一浅ヶ谷 赤尾村
右安永貳年上り山ニ相成申候
寛政元年右村方願依而又々蒞し申候
外ニ別帯一札取替申候
一花ヶ谷 外山村

一堂ノ上 下尾村
一大谷こら谷 山本 粟原村

右五ヶ村当時農山蒔場支配いたし候分、右者古帳面虫さし文字相分兼候ニ付、此度拙者とも立会相改申候、然ル上者自今山郷我儘不法ケ間敷儀有之時者先例を以山本粟原村ノ取上ケ可申事

時寛政三亥年十月改之事

(1791) 粟原村山庄屋 弥次兵衛(花押)
同断山之坊村 吉川勇次郎(花押)
重政

(粟原区有文書)

III 以書付御断申上候

赤尾村

一粟原村野山古来ノ立入来候処、此度山郷一統山論之義申達候ニ付、当村義者別而小村与申因窮之村方ニ御座候、殊ニ村方ニ山林等数多有之候ニ付、山持等村山ニ而致多分候、粟原村野山杯難立入候、此上同様之出入致候而ハ、入用等相懸リ甚難澁之義、右先達而粟原村役人及対談断申置候間、尚右之段以書付申上候、以上

庄屋 忠四郎◎
年寄 伊兵衛◎
惣代 庄五郎◎

寛政十二申閏四月

(1800)

粟原村役人中

(粟原区有文書)

IV 「文政六年未三月吉日

粟原村野山定書判形帳」

覚

一粟原村野山郷中之儀、往古者拾ヶ村余も有之候處、元禄年中ノ追々上り山ニ相成、當時者粟原下尾忍坂赤尾外山五ヶ村ノ支配仕、村々蒔場相分リ在之候所、寛政三亥年上り山之内、宇長尾上通麻生田村江宕石所預ケ、享保年中粟殿村上り山御年貢下尾村引請之内江助力引当ニ致シ遣ス、其後寛政七卯年右上り山、下り尾村引請御年貢多ク入、難澁之旨被歎立、依之外山赤尾忍坂粟原四ヶ村ニ而、納米五斗年々山庄屋江相納可申答、尤三ヶ年限在之候得共、山郷差支無之候故哉、参会中絶仕候、此度郷中申談之上此迄通り評定相決シ候、然ル上者右滝谷亦者上り山之分、山郷中先年之通り蒔込之筈ニ而互ニ聊申分無之候、

右之通先規ノ定在之候處、近年郷中一統猥ニ相成、外村蒔場立入山之法式相背キ申者在之候様子ニ相聞候ニ付、此度山郷中相談之上先規之通り急度相守可申様相定左ニ相印申候、為後日之依而判形如件

定

一柴草蒔干之儀者、二月廿五日ノ九月節迄先規之通り相守可申事

一山蒔干之内ニ柴盜取候ハ、詫銭尅貫文、右者捕候者へ遣シ可申事

一山ニ火を附候者捕候ハ、早速山庄屋へ召連参リ可申候、詫銭式貫文右捕候者へ遣シ成申候事

一留木ノ尚以先規ノ通、堅ク伐取申間敷事、右之通山郷中一統相談之上相定申置候得者、此後急度相改可申候、若不埒人在之山庄屋へ召連参候ハ、早速其村へ申遣シ、相定之通詫銭無相違村役人ノ取山庄屋へ差遣シ可被成候、其之趣山郷中村々末々迄不洩様、御申聞取置堅ク相守可被下候、以上

文政六未年三月十三日

(1823)

下尾村・忍坂村・赤尾村・外山村庄屋代リ・粟原村山庄屋・年寄連署

右之帳面粟原村山庄屋称七方ニ預リ置申候。以上

(粟原区有文書)

V 為取替一札之事

一粟原村野山之儀者、御高貳拾九石五ツ成之御定免ニ而、年々拾四石五斗上納仕来リ、明曆時代迄者、右拾四石五斗之内、三石六斗三升三合者、其御村貳ヶ村当方三ヶ村与五ヶ村之請ニ而、其余拾石八斗六升七合者

上之宮村
桜井村
河西村
谷村
粟殿村
川合村
新堂村
大福村
西之宮村

右九ヶ村請ニ在之候処、右九ヶ村之内粟殿村之外八ヶ村追々上リ山ニ相成候ニ付、右上リ山分九石八升七分、粟殿村与当時之五ヶ村江割合引請ニ相成候処、其後寛政三亥年粟殿村も上リ山ニ相成候故、粟殿村請字清滝壺石七斗八升、八ヶ村上リ山割合引受、貳石九斗八升九合、都合四石七斗六升九合を其儘、同年より下リ尾村江御引受、残り六石九升八合者、五ヶ村江割合夫々上納仕来申候、然ルニ下リ尾村方追々家数も相減候由ニ而蒔場手余候故、御難避之趣山郷江御申立ニ付、右四石七斗六升九合之内へ壺石五斗、山郷申合せ余内相立候故、右清滝方者五ヶ村蒔込ニ相成在之候、

[下略]

天保六未年十一月

(1835)	忍坂村	年寄又三郎
	同村	庄屋 勇助
	忍坂村	年寄孫八郎

(粟原区有文書)

宇陀ヶ辻の粟原山割譲碑

VI 粟原山属大和磯城郡多武峰村、広袤几百五十町青草生焉、自古傍近十三村相約収賦為芻蕘之地、即称入会山、古者民風淳樸互讓不爭、因襲之久約無成文、明曆三年始有文券可憑、按元禄享保間傍近十三村中大抵解約、唯下尾赤尾忍坂外山四村仍存而已、及天保六年私林犯境、乃立誓約曰四村之於粟原永休均權而、宇陀郡麻生田之加約自此時始、明治十一年季官頒地券与全山帰粟原專領、於是入会諸村訴其非理、十二年大阪上等裁判所審定、地属粟原収賦芻蕘、依諸村旧慣十四年又爭、私村経界頻年健訟耗財不貲、三十年森林法施行、磯城郡長李田登太、奨励殖林及今、郡長恩田壽夫襲職亦復論、各村長曰山沢之利不可不請、况官令勸誘乎、如粟原山則地適殖林、宜計民分地培栽樹苗以興、永遠之利何区区紛争之為、村民稍服而依違者久、桜井有武村弥七者、夙以義俠間與神原又三郎周旋、其間調停奏功、即割讓入会山地三十八町五段步干下尾赤尾・忍坂外山麻生田五区、多年反目一朝握手□鄰德、武村氏頃者五区里民胥謀將勸力以伝後昆来請余文、夫虞衡周官大宰九職之一使、民尽地利而無余力、我邦農部山林局與之相若民能遵法山沢之利系可舉用也、粟原村傍近諸村相享、厥利勉業弗懈、守限無爭、則洵不負為聖代良民矣

明治三十六年九月

大神神社官司

正六位 東吉貞撰并書

注

1. 桜井町史編纂委員会編『桜井町史統』1957, p. 108
2. 史料(V)によれば粟原村を含めて14か村であるが, 新屋敷村を加えると15か村となる。
3. 橿原市山之坊, 吉川禎一氏所有文書
4. 桜井町史編纂委員会編『桜井町史統』1957, p. 166
5. 堀内義隆: 桜井市大福村の水利について—水利交渉の一端—(奈良文化論叢)
6. 『十市郡新屋敷村文禄検地帳』(奈良県立図書館所蔵)に田畠屋敷合せて27町1段4畝24歩, 此分米合せて417石5斗1升とあって, 受検単位村であった。
7. 古島敏雄『日本農業技術史』(古島敏雄著作集第6巻) p. 349
8. それぞれの村の山年貢分担は不明であるが史料(I b)によれば(東)新堂は2石9斗8升8合9勺であった。
9. 裁決に関する記録は粟原区有文書の中に含まれている。

付記 早稲田大学教授竹内常行先生が古稀を迎えられるに当たりまして, 先生から賜りました学恩に対し感謝の意を表します。

Summary

Sango Group is combined commune unit which shared the right to utilize the common forest. Ōbarayama, located on the south-eastern corner of the Nara Basin, was the common forest of which right to utilize was jointly owned by fifteen member farming communes in the Edo Era. The farmers of the member communes got forages and grasses to manure their farms from the common forest.

The territorial framework of these fifteen member communes seems to have consisted of the area irrigated by Ōbara river and daughter communes parted from the mother communes.

Though the exact time of the formation of the Sango Group Communes is not clear, it seems to have been in the early Edo Era after the formation of neighbouring Sango Group Communes.

Because the common forest was too remote from the member communes and the commercial fertilizer-oil cakes and dried sardines—was widely introduced in the Genroku Era, the common forest lost its significance and ten communes began to abandon their rights to share. At last only five communes Ōbara, Sagario, Akao, Otsusaka, and Tobi remained as the sharing member communes of Ōbarayama.